

## 知的障がい者更生相談所

山形県知的障がい者更生相談所  
990-0031 山形市十日町 1-6-6  
TEL : 023-627-1197  
FAX : 023-627-1114

### 知的障がい者更生相談所とは

知的障害者福祉法第 12 条第 1 項に基づき、設置されています。

知的障がい者及びその保護者などからの相談に対して来所・巡回・訪問により相談・助言などを行っています。また、療育手帳の障害程度確認や交付に関する判定なども行っています。

### 来所相談

療育手帳を有する知的障がい者・その保護者に対し、相談や判定を実施します。また、療育手帳の交付申請した方・その保護者に対し、相談や判定を実施します。

### 巡回相談

最上・置賜地区にお住まいの療育手帳を所持する知的障がい者の利便性を考慮して、各総合支庁にて巡回相談・療育手帳の程度確認を実施します。

### 療育手帳について

山形県療育手帳制度実施要綱に基づき、知的障害を有する方などがさまざまな援助を受けやすくするために発行するものです。お住まいの市町村福祉担当課へ申請し、更生相談所などが判定を行い、各総合支庁が発行しています。